

イッキ飲み防止連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会はイッキ飲み防止連絡協議会という。

(事務所)

第2条 イッキ飲み防止連絡協議会の主たる事務所を東京都中央区日本橋浜町3-16-7-7F、特定非営利活動法人アスク内に置く。

(目的)

第3条 イッキ飲み防止連絡協議会は、イッキ飲ませによる急性アルコール中毒等で子どもを亡くした遺族の「イッキ飲ませなどのアルコール・ハラスメントで若い命が奪われる事件は二度と起こって欲しくない」という思いを実現するため、予防知識を広く普及することを目的とする。

(活動)

第4条 イッキ飲み防止連絡協議会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行なう。

- ① 「イッキ飲み・アルハラ防止キャンペーン」の企画・運営をすること
- ② ホームページ等を通じて、イッキ飲みやアルコール・ハラスメント等の危険性、急性アルコール中毒への対応等に関する予防知識を広く提供すること
- ③ イッキ飲み、アルコール・ハラスメント等に関する実態調査・研究をすること
- ④ 大学等の依頼に応じて、講師を派遣すること
- ⑤ 大学等でのアルコール・ハラスメント被害情報が入った場合は、当該大学に連絡し調査と対応を依頼すること
- ⑥ 同様の趣旨で活動する団体、個人との連携・協力を進めること
- ⑦ その他第3条の目的を達成するための活動をすること

(役員会)

第5条

1 本会は次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| ・代表 | 1名 |
| ・副代表 | 若干名 |
| ・事務局長 | 1名 |

- ・事務局次長 1名
- ・会計監事 1名
- ・専門委員 若干名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(財政)

第6条

イッキ飲み防止連絡協議会の財政は、寄付および協賛金等により運営する。

(事業年度)

第7条

イッキ飲み防止連絡協議会の事業年度は、毎年11月1日より始まり翌年10月31日に終了する。

付則

1. この規約は、2014年10月6日から施行する。
2. この規約に定めのないものは、役員会で決定する。